

平成 29 年 1 2 月

貯金規定の一部改正について

平素は、JAをご利用いただきありがとうございます。

このたび、休眠預金等（最後のお取引から 10 年以上経過している預金等）を、民間公益活動の促進に活用する休眠預金活用法（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年 1 月 1 日に施行されます。

JA では、休眠預金等活用法の施行に伴い、平成 29 年 12 月 29 日より貯金規定を一部改正することといたしますので、お知らせいたします。

【対象となる貯金規定】

- ① 普通貯金規定
- ② 総合口座取引規定
- ③ 貯蓄貯金規定
- ④ 納税準備貯金規定
- ⑤ スーパー定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑥ 大口定期貯金規定
- ⑦ 期日指定定期貯金規定
- ⑧ 定期積金規定
- ⑨ 積立式定期貯金（エンドレス型）規定
- ⑩ 通知貯金規定
- ⑪ 結いの恵み規定（スーパー定期貯金・大口定期貯金）

○その他：当座勘定規定、普通貯金無利息型（決済用）規定、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定、営農貯金規定、こども貯金規定、出資予約貯金規定、変動金利定期貯金規定。

【改正事項】

休眠預金等活用法施行に伴い、以下の内容等を各規定内に追加しました。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

- ※ 休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府ホームページでご確認ください。
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/（内閣府→内閣府の政策→その他）
- ※ 改正後の貯金規定をご覧いただきたい方は、お取引 JA 窓口にお申し出下さい。
- ※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。